

令和5年度

# 電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（住民税非課税世帯） 【1世帯・7万円追加給付】のお知らせ

## 制度の概要

令和5年11月2日に閣議決定された、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「低所得世帯支援枠」及び「推奨事業メニュー」実施のため追加することが決定しました。これに伴い、国の交付金により住民税非課税世帯に対して、1世帯あたり7万円を給付する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業を実施するものです。

## 給付金の支給額

### ・1世帯あたり7万円（1回限り）

※この給付金は、「令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（3万円）」を受給した世帯のうち、今回の支給要件を満たす方が支給対象となります。

※この給付金は、「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」により、所得税等の課税対象及び差し押さえの対象とはなりません。

## 支給要件（給付対象世帯）

### 1. 令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

基準日（令和5年12月1日）に朝日町に住民登録があり、同一の世帯に属する者全員が、地方税法の規定による令和5年度分の住民税均等割が課されていない世帯が対象です。ただし、住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約に基づく免除を受けている方を含む世帯は対象外です。

なお、令和5年度分の住民税は令和4年中（1月から12月）の収入に対して賦課されています。

## 給付金の支給手続について

### ●令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

#### (1) 令和5年1月1日と世帯構成が同一

（令和5年1月2日以降から基準日までに転入した方がいない世帯）

・対象となる世帯へは、1月26日付で確認書を送付しています。

確認書には「令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」を支給した口座を記載しております。下記【確認事項】を確認し、世帯主氏名、確認日、連絡先（電話番号）等を記入して、当町の窓口に返送または直接ご提出ください。